



# 1 地域における子育て支援の充実

## ～地域ぐるみの子育ての推進と

### 子育て不安の解消をめざして～

地域子育て支援課長  
齋藤 功 Tel671-2701

在宅で子育てをしている家庭の子育てへの負担感や不安感を軽減するため、地域における子育て支援活動のネットワークを推進する「地域子育て支援拠点」や、身近なところで親子が気軽につどい、交流や相談ができる場「親と子のつどいの広場」などを、市民との協働により積極的に増やしていきます。

#### 1 地域子育て支援拠点設置事業<拡充> 334,642 千円 【予算概要5ページ】

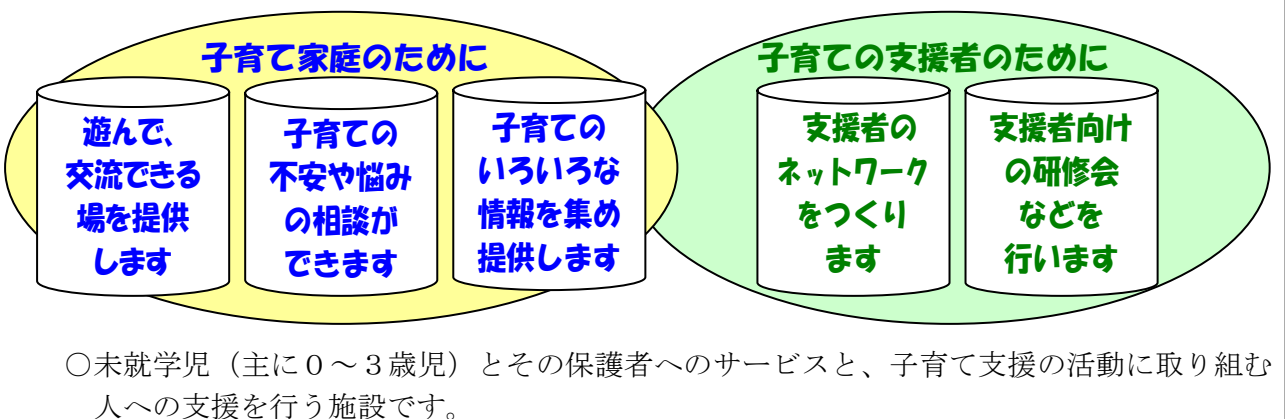
親子の居場所や子育て情報を提供し、子育て相談、人材育成を行い、地域における子育て支援のネットワークの中心となる総合的な拠点を、「中期計画」に基づき平成22年度までに各区に1か所設置します。

19年度は新たに4か所設置し、市内全18区中、9区で事業展開します。

運営は、子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人等に委託します。

19年度新規設置区(4区)	神奈川区、南区、港南区、金沢区
18年度までに設置(5区)	中区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、都筑区

◆地域子育て支援拠点とは、NPO法人等が運営し・・・



#### 2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 69,500 千円 【予算概要6ページ】

「親と子のつどいの広場」は、子育て中の親子が気軽に集うことができる、NPO法人等が開設する広場（部屋）です。そこでは、同じような不安や悩みを持つ仲間と交流・団らんすることによって、子育て不安の解消を図ることができます。

「中期計画」に基づき、平成22年度までに市内で36か所開設していきますが、平成19年度は、19か所へと増設するとともに、運営費補助の基準額を増額するなどして、より一層の拡充を図ります。

主な拡充内容	18年度	19年度
設置か所数の増	14か所	19か所
運営費補助の増額(年額)	2,500千円/か所(基準額)	3,500千円/か所(基準額)

<広場概要>

開設日・開設時間	週3日以上、1日5時間以上
広場面積	40㎡以上
運営主体	NPO法人等の市民活動団体

## 2 保育サービスの充実と施設整備

### ～多様化し、増加する 保育ニーズに応じて～

		所管事業
保育運営課長	片岡 暁	1 Tel671-2365
保育計画課長	花田 清廣	2 Tel671-2376

#### 1 病児保育事業の拡充 83,294 千円

就業形態の多様化などによる市民の保育ニーズに的確に対応するため、一時保育、障害児保育、休日・年末年始保育、病児・病後児保育の実施施設の拡充を図ります。

平成 19 年度は、特に要望の強い、病氣中又は病氣の回復期の児童を保育する「病児保育事業」につきまして、3 か所増設し 7 か所に拡充します。「中期計画」では、平成 22 年度までに 18 か所整備する計画としています。

【予算概要 9 ページ】

実施形態	医療機関に併設される病児保育室
対象者	市内在住の生後 6 か月～就学前 保護者の就労、冠婚葬祭などの理由で病氣中又は病氣の回復期の児童を保育できないとき
対象疾患	通常の外来で治療可能な病氣 ただし、麻疹（はしか）、流行性角結膜炎（はやり目）は対象外
利用方法	事前登録制・予約（要かかりつけの医師作成の利用連絡表） 定員 1 日 4 人
開設日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 8 時 30 分から午後 6 時
利用者負担	児童 1 人につき 1 日 2,000 円 ※おやつ代等実費徴収あり （生活保護世帯及び市民税非課税世帯は 1,000 円）
実施施設 (H19 年 1 月末現在)	○星川小児クリニック 「病児保育室アニモ」 《保土ヶ谷区星川》 ○シブヤチャイルドクリニック 「くりっこ病児保育室」 《港北区太尾町》 ○水野クリニック 「おひさま病児保育室」 《都筑区南山田町》 ○上大岡こどもクリニック 「病児保育室ベアルーム」 《港南区大久保》

#### 2 保育所整備事業等 2,631,456 千円

「中期計画」では、増加する保育所入所申込に対応し、待機児童（18 年 4 月 1 日現在 353 人）の解消を進めるために、平成 22 年度末で約

定員数推移（人）	18 年度	19 年度	22 年度
保育所定員	32,994	33,864	約 38,000
整備による定員増	870	1,394	—

##### (1) 新設保育所整備 1,350 人定員増

従来保育所整備の主力であった市有地無償貸付では、保育所整備に適した市有地が少なくなってきたり、整備が難しくなってきました。このため利便性が高く広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に整備を進めます。また、既存幼稚園を活用し認定こども園（幼保連携型）を整備します。

【予算概要 11 ページ】

※ 整備促進事業：民間ビルを賃借するなどして保育所を開設する事業者、改修費や賃借料等を補助する事業（事業者を公募）

認定こども園：認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持ち、かつ地域における子育て支援機能を有すると認定された施設（県知事が認定）

##### (2) 既存保育所の活用

###### ア 老朽改築 44 人定員増

老朽化した民間保育所については、平成 18 年度からの継続 3 か所で改築を進めるほか、新規 2 か所（平成 19、20 年度の 2 か年事業）の増改築に着手します。

また、市立保育所については、合築している建物の廃止に伴い、1 か所建替えを行います。

###### イ 定員外入所の促進事業（新規）

定員外入所を促進するため、内装改修費や備品費等の補助制度を創設します。

### 3 放課後児童育成施策の充実

放課後児童育成課長  
徳田 文男 Tel671-4151

～安全で快適な放課後の居場所の確保をめざして～

すべての子どもたちに安全で快適な放課後の居場所を確保するとともに、豊かな放課後を過ごすために、「放課後キッズクラブ事業」を放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけ、「はまっ子ふれあいスクール事業」及び「放課後児童健全育成事業」とともに、施策を推進します。さらに公園等の一部を活用し、子どもの創造力を生かした自由な遊びができるプレイパーク活動の支援をします。

#### 1 放課後キッズクラブ<拡充> 792,758千円 ～中心的な事業として拡大展開します～

小学校施設を活用し、すべての児童を視野に入れ、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行います。平成19年度は**新たに18か所を開設**し、既存の開設か所と合わせて**48か所**で運営します。運営主体については、地域特性を活かした自主的な運営ができる法人を公募し、選定します。【予算概要14ページ】

実施か所	48か所（新規18か所、既存30か所） 【新規開設】市場小（鶴見）、浦島小（神奈川）、立野小（中）、日枝小（南）、下野庭小（港南）、今宿小・中沢小（旭）、並木第四小（金沢）、矢上小・駒林小（港北）、山下みどり台小（緑）、黒須田小（青葉）、都田小（都筑）、小菅ヶ谷小・庄戸小（栄）、上飯田小（泉）、原小（瀬谷） ※他1校は調整中
運営主体	公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等
開設日・開設時間	平日；放課後～19時、土曜日・長期休業期間等；8時30分～19時

#### 放課後キッズクラブ事業

実施か所数：48か所  
（新規18か所）  
登録児童数：7,047人（H18.11月）

移行促進

#### はまっ子ふれあいスクール事業

実施か所数：319校（充実型25か所）  
登録児童数：82,731人（H18.11月）

#### 放課後児童健全育成事業（学童保育）

クラブ数：177か所  
入会児童数：5,967人（H18.4月）

#### プレイパーク



#### 2 プレイパーク支援事業<拡充> 20,000千円～冒険的遊び場を拡大します～

地域の方々が中心となって公園等の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパーク活動を支援します。平成19年度は**新たに2か所開設**します。プレイパークの新規開設に向けて、地域・市民団体の活動を支援するため**コーディネーターを派遣**します。

（環境創造局との共管事業）

【予算概要15ページ】

実施か所数	9か所（新規2か所、既存7か所）
開設日・開設時間	週4回～月1・2回 概ね；10時～17時（実施場所により異なる）
支援団体	YPCネットワーク（NPO法人 横浜にプレイパークを創ろうネットワーク）
支援内容	プレイリーダーの派遣・人材養成、運営活動支援（コーディネーター派遣等）

〈平成18年度〉

①片倉うさぎ山公園	神奈川	週4回
②日吉本町鯛が崎公園	港北	週2回
③港南台中央公園	港南	週2回
④三保念珠坂公園	緑	月3回
⑤白幡西緑地（白幡の森）	神奈川	月4回
⑥鴨池公園まんまる広場	都筑	月6回
⑦弘明寺公園遊具広場	南	月1～2回

活動内容  
充実

増設

〈19年度〉

週4回
週4回
週4回
月3回
月4回
月6回
月1～2回

推進

18か所で実施

新規2か所

コーディネーター派遣

新規開設に向けて地域・市民団体活動支援

## 4 障害児福祉の充実

障害児福祉保健課長  
仲俣 正之 TEL 671-4277

### ～障害児とその家族等が安心して暮らせる環境づくり～

制度改正で増大する障害児施設利用者負担の軽減、学齢期の障害児や重症心身障害児・者を支援する事業を新たに開始し、障害のある子どもとその家族が、安心して暮らせる環境を用意します。



#### **1 障害児施設利用者負担助成事業<新規> 198,668 千円**

【予算概要 16 ページ】

障害者自立支援法の施行に伴って、平成 18 年 10 月から新たに定率と実費の利用者負担が生じ、保護者の負担額が大幅に増加する障害児施設のサービス利用を支援するため、これまでより負担額が増えることのないよう、本市独自の助成を実施します。この事業は、国が障害児施設体系の検討期間としている平成 20 年度まで実施します。

- ・対象者見込み：約 1,000 人（入所施設／約 200 人、通園施設／約 800 人）
- ・市内所管施設数：入所施設／市内 7 か所、通園施設／市内 8 か所

#### **2 地域療育センター学校支援事業<新規> 76,894 千円**

【予算概要 13 ページ】

地域療育センター等 8 か所に専任の学校支援スタッフを 2 名ずつ配置し、小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、技術支援を行います。

##### 【支援内容】

- ・学校訪問によるコンサルテーション：児童とのコミュニケーションに関する指導・助言  
教室の環境設定、教材の活用に関する助言等
- ・教職員への研修 等

#### **3 障害児居場所づくり事業<拡充> 57,014 千円**

【予算概要 15 ページ】

学齢期の障害児が放課後や長期休校期間中に、家庭や学校以外に日常的に集える場は非常に限られています。そこで、障害のある子ども自身の成長と、家族の安定した生活が実現できるように、学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やします。

- ・実施か所：市内 7 か所
- ・平成 22 年度までに市内 21 か所での開設をめざします。

#### **4 重症心身障害児者医療提供体制支援事業<新規> 4,000 千円**

【予算概要 16 ページ】

《18 年度アントプレナーシップ 認定事業》

常に医療サポートが必要な重症心身障害児者とその家族が、地域で安心して暮らせるように、医療機関の受診状況実態調査の実施や、医療機関や福祉施設等の関係者によるネットワークの構築により、身近な地域における医療提供体制の充実を図ります。

- ・重症心身障害児者数 約 1,000 人（在宅／約 800 人、施設入所／約 200 人）

## 5 児童虐待・DV対策の強化

こども家庭課長  
田中 博章 TEL671-2364

### ～虐待を受けた子どもやDV被害者等が、 安心して暮らせる環境づくり～

児童虐待の増加及び深刻化に対応するため、その未然防止から在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対策を実施します。

また、DVに対しては、相談や一時保護等の施策に加え、被害にあった女性や母子等が地域で自立して生活を送れるよう支援を充実します。



### 1 児童相談所の拡充・機能強化 1,149,464 千円

【予算概要17ページ】

市内4か所目の児童相談所を開設し、児童相談所の相談・支援体制の強化を図るとともに、一時保護所の定員増と環境改善や、区や関係機関との連携・協力による児童虐待防止対策のさらなる強化に取り組みます。

#### (1) 第四児童相談所（仮称）の開設

平成19年6月開所予定（南区浦舟町）、一時保護所定員56人（自立支援部門を新設）

#### (2) 養育支援家庭訪問員の派遣＜拡充＞：訪問員数4人（各児童相談所に1人）

児童虐待の再発防止に向け、問題を抱える家庭に社会福祉士等の資格を有する訪問員を派遣し、養育を支援します。

### 2 児童養護施設等における家庭的支援の充実 333,612 千円

【予算概要18ページ】

老朽施設の改築や新規整備にあわせて、個室化やユニット化を図った児童養護施設を整備拡充し、入所児童への専門的できめ細やかなケアを充実するとともに、里親への支援を充実します。

#### (1) 児童養護施設を整備＜拡充＞

整備施設数：改築1か所（建設）、新築2か所（実施設計・建設1か所、基本設計1か所）

#### (2) 地域小規模児童養護施設の増設＜拡充＞：⑱1か所、定員6人→⑲2か所、定員12人

地域の民間住宅等を活用して、少人数の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かく児童を養育します。

#### (3) 里親対応専門員の配置＜拡充＞：⑱1人→⑲4人（各児童相談所に1人）

里親への専門的なアドバイスなどにより、負担を軽減し、安心して適切な養育ができるよう支援します。

### 3 DV被害者等に対する支援の充実 80,219 千円

【予算概要21ページ】

DV被害者等の「相談・保護・自立」に向けた支援の確立や地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

#### (1) 母子生活支援施設緊急一時保護事業＜拡充＞：⑱2か所、定員6世帯→⑲4か所、定員12世帯

DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に保護し、相談・支援等を行います。

#### (2) DV被害者等のシェルター等への専門的支援職員の配置＜新規＞：⑲3か所

シェルター（女性緊急一時保護施設）等の一部を中長期に利用期間が延長できるようにするとともに、住まい探しや就労等の課題解決のための専任支援職員を配置し、支援を充実します。

#### (3) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援体制充実のための職員配置＜新規＞：⑲2か所

施設退所後のフォロー支援体制を充実し、自助グループの育成や支援者の発掘・育成を行います。

#### (4) 小規模分園型母子生活支援施設の設置＜新規＞：⑲1か所、定員5世帯

より地域に近い生活の場となる小規模分園型施設を設置し、入所者の自立促進を図ります。

## 6 青少年の自立と成長への支援

青少年育成課長  
川名 一行 TEL671-2297

### ～青少年が将来に向けて 夢や希望を持てる社会をめざして～

平成18年12月に開設した「よこはま若者サポートステーション」及び「青少年相談センター」、並びに、2つの支援機関の支所的機能を有する「地域ユースプラザ（仮称）」を中心としたネットワークを構築し、青少年の社会参加や就労に向けた自立支援に取り組みます。

また、青少年が気軽に集い、仲間との交流やさまざまな体験等を通して成長する場として、「青少年の地域活動拠点」を新たに整備します。

#### 1 青少年の自立支援

【予算概要19ページ】

##### (1) 青少年の自立支援事業〈新規〉 47,160千円

若年無業者の職業的自立に向けた支援を行うよこはま若者サポートステーションの運営費補助、及び自立支援ネットワークに関わる事業として、企業との連携による就職支援事業や学齢期児童等への職業体験・社会参加体験事業などを実施します。



##### (2) 青少年相談センターの運営と機能強化〈拡充〉 40,753千円

ひきこもりや不登校など思春期・青年期の問題に関する総合相談及び継続支援を行っている青少年相談センターを第四児童相談所（仮称）へ併設し、児童相談所との連携を強化します。また、新たにユースサポーター訪問事業(\*)や相談員育成事業などを実施することにより、青少年の自立支援への取組を強化します。

(\*)ユースサポーター訪問事業：社会参加の窓口を広げるため、ひきこもり状態にある青少年を大学生などが訪問します。

##### (3) 地域ユースプラザ（仮称）設置運営事業〈新規〉 20,305千円

青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行うことを目的として新たに設置します。平成19年度設置1か所。（平成22年度までに4か所）

設置時期	平成19年10月以降
対象者	概ね15歳から35歳未満の青少年及び保護者
事業内容	ア 地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等） イ 社会体験・就労体験プログラムの実施 ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 エ 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり

#### 2 青少年の地域活動拠点づくり〈拡充〉 30,000千円

【予算概要20ページ】

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行い、さらに青少年自らの企画、運営により事業を行う「青少年の地域活動拠点」を整備し、青少年の健全な成長を促進します。

平成19年度整備2か所。（平成22年度までに18か所）

整備場所	商店街の空店舗や空き家、ビルの空きフロアなどを活用
活動内容例	ア 仲間や異世代との交流 イ 地域の大人との共同作業によるものづくりなどの体験 ウ 青少年自らによる地域の清掃活動やフリーマーケットなどの企画、運営